

古奈公民館使用規定

平成30年度 古奈区長 関野 義



1. 古奈区に公民館を置き、その名称及び位置は次の通りとする。

| | | | |
|----|------------|-----|----------|
| 名称 | 古奈公民館 | 電話 | 948-9596 |
| 場所 | 伊豆の区市古奈270 | FAX | 948-9696 |
2. 公民館の責任者は古奈区区長とする。(区長任期中)
3. 公民館に防火管理者を一名置く。(区議員または区長の指名による。)
4. 公民館の会計責任者は、公民館会計副区長とする。
5. 公民館に管理人を置き、予約の受付・使用後の整理・点検等総合管理を行う。又、管理人との契約は別に定める。(事務局)
6. 公民館を使用する場合は、予め管理人または公民館会計の許可を得て別に定める使用料を前納するものとする。
7. 公民館を使用する場合は、ゴミ類はその都度かたづけ。又、使用時間は厳守すること。
8. 公民館備え付けの器具・備品等に破損・汚損等の行為があった場合はその程度により賠償の責を負うものとする。
9. 公民館の開館及び閉館は原則として午前8時から午後9時とする。但し区長が特別に必要と認めた場合は変更できる。(警報発令・災害時含む)
10. 公民館の運営上、次の行為が生じた場合は使用の許可を取り消しまたは、使用の停止を命ずることができる。
 - ① 使用の為の正規の手続きに違反あった場合。
 - ② 使用中において著しく秩序を乱す行為のあった場合。
11. 営利・営業を目的とする会議には、使用の許可を与えない。
12. 使用料について
 - ① 特別使用料(区長・区議員が招集する会議)・無料(冷暖房使用許可)
 - ② 一般使用料・・・有料(冷暖房使用許可)
 - (イ) 各町内会会議・各組常会及びサークル活動会議
1会議につき 1,000円
 - (ロ) 古奈区民が個人的に使用する場合。古奈区区民以外の方が
使用する場合。1時間につき1階1,500円 2階1時間につき1,200円
13. 公民館の維持管理費は、区からの補助と各使用料をこれに充てる。
14. 本規定に不都合が生じた場合は区議会に諮り改正することができる。
15. 本規定は平成17年10月1日より適用する。

附則 一部改正本規定は平成31年4月8日より適用する。